

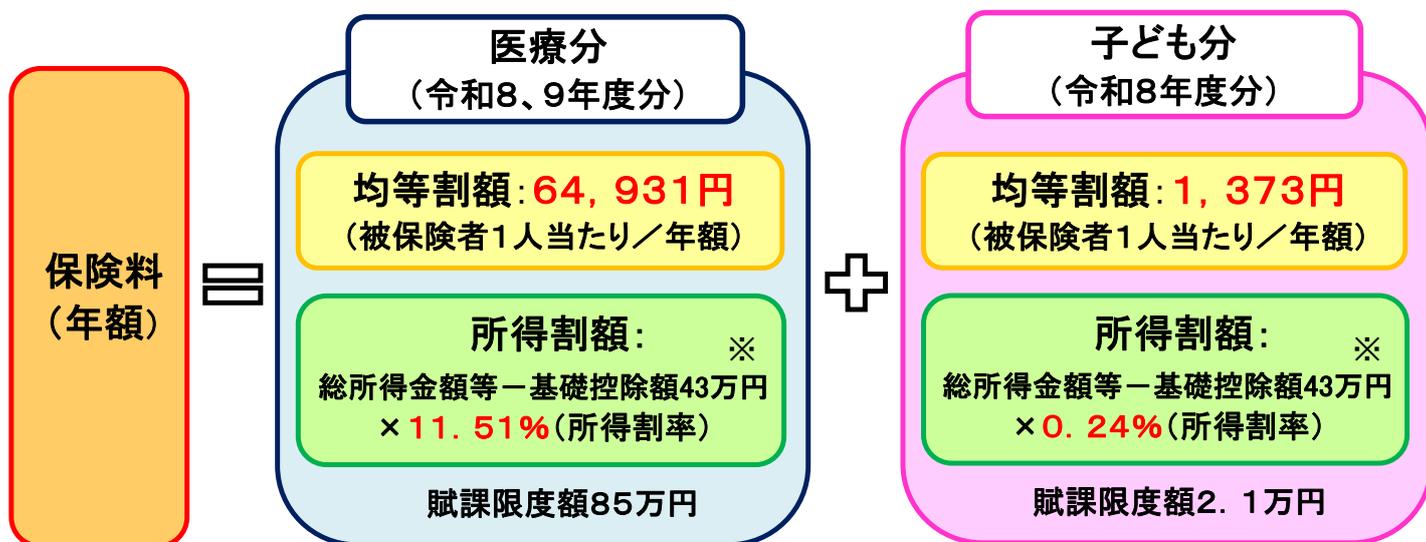
大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

令和8年度から保険料率が変わります

1. 令和8、9年度の保険料率について

令和8年度からの後期高齢者医療制度の保険料においては、従来からの保険料(医療分)に加えて、子ども・子育て支援金分の保険料(子ども分)を算定します。

なお、後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、2年ごとに保険料率が変わりますが、子ども分については、子ども・子育て支援制度が段階的に構築されることから、令和8年度から令和10年度までの3年間、毎年度保険料率が変わります。



※ 「総所得金額等」は、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得・配当所得、土地等の譲渡所得など)の合計額です。「基礎控除額」は、地方税法に基づきます。

○ 子ども・子育て支援金分の保険料(子ども分)について

「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯に対する支援(給付)の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を「社会全体で支え合う」しくみです。

後期高齢者医療制度においても、令和8年度から従来からの保険料(医療分)に加えて、子ども分を算定します。

※ 子ども・子育て支援金制度についての詳細は、以下からご確認ください。

こども家庭庁ホームページの
二次元コードを読み取り



こども家庭庁ホームページを
インターネットで検索

こども家庭庁



こども家庭庁コールセンターへ
お問い合わせ

☎ 0120-303-272
(受付時間 平日、土曜日
9時から18時)

2. 保険料の軽減について

世帯の所得水準に応じて、**均等割額が軽減されます。**

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分 <u>（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）</u>
7割	18,591円 (内訳) 医療分：18,180円 子ども分：411円	【基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき
5割	33,151円 (内訳) 医療分：32,465円 子ども分：686円	【基礎控除額（43万円）+31万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき
2割	53,042円 (内訳) 医療分：51,944円 子ども分：1,098円	【基礎控除額（43万円）+57万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき

※ 7割軽減に該当される方は、令和8・9年度のみ特例措置により、**医療分についての軽減割合が7.2割軽減**となります。子ども分については、特例措置がないため、7割軽減となります。

さらに詳しく！ 保険料軽減について

- 波線部の「給与所得者等」とは、給与収入が55万円を超える方および公的年金等の所得がある方を指します。
- 65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得額を用いて軽減判定します。
- 総所得金額等には、譲渡所得の特別控除、専従者控除は適用されません。
- 軽減の判定は4月1日の世帯状況で行います（4月2日以降に加入した場合は加入日で判定）。
- 後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、所得割額がかからず、均等割額が資格取得後2年間に限り5割が軽減となります。

保険料算定例（令和8年度）

実際に負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。
令和8年度の保険料については、7月中下旬に決定通知書を送付します。

単身世帯（収入は年金のみ）の場合

年金収入額		153万円	168万円	199万円	225万円	300万円
所得額		43万円	58万円	89万円	115万円	190万円
賦課のもととなる所得金額		0円	15万円	46万円	72万円	147万円
軽減割合		7割軽減（7.2割軽減）		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額	0円	17,265円	52,946円	82,872円	169,197円
	均等額	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
	医療分 合計額(①)	18,180円	35,445円	85,411円	134,816円	234,128円
子ども分	所得割額	0円	360円	1,104円	1,728円	3,528円
	均等額	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
	子ども分 合計額(②)	411円	771円	1,790円	2,826円	4,901円
保険料総額 ①+②		18,591円	36,216円	87,201円	137,642円	239,029円

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てます。

ホームページ（保険料試算）から保険料を試算できます。
（右の二次元コードを読み取るか、インターネットで「大阪 広域連合 保険料試算」と検索してください。）



大阪 広域連合 保険料試算



保険料の増加の理由について

○ 後期高齢者負担率の増加

平成20年度の後期高齢者医療制度発足当時、医療給付等にかかる費用(医療給付費)のうち窓口負担を除く分は、約5割が公費による負担、約4割を現役世代(75歳未満)が加入する健康保険を通じて負担、約1割が後期高齢者医療制度の被保険者が保険料による負担となっていました。(医療給付費のうち、被保険者が負担する割合を、「後期高齢者負担率」と呼びます。)

しかし、医療給付費は年々増える一方、現役世代数が減少し、高齢者数が増加する人口構造の変化により、1人当たりが負担する費用の増加率は、制度開始以降、被保険者よりも現役世代の方が高くなる状況が続いていました。

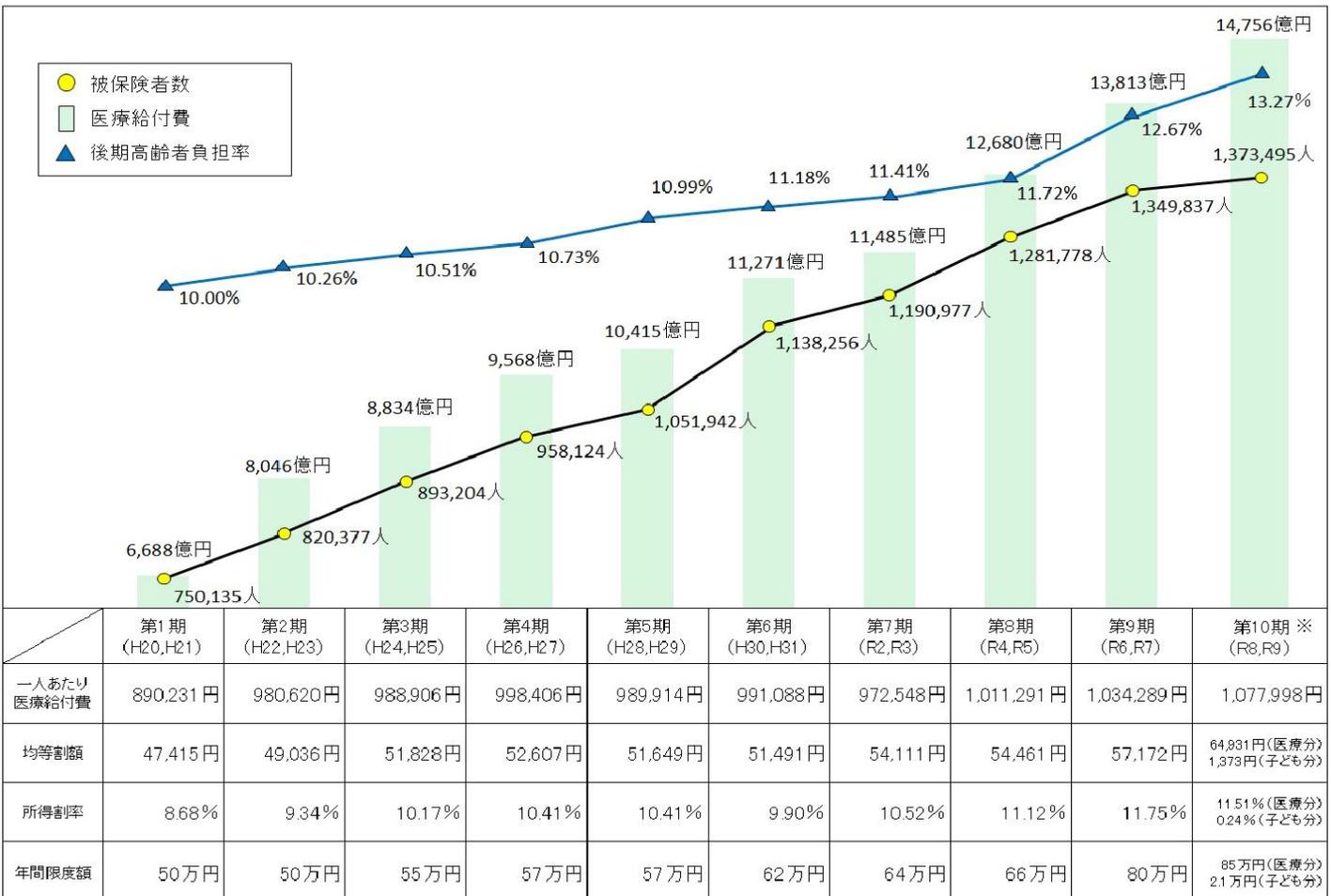
そこで、後期高齢者医療制度を持続可能なしくみにするとともに、現役世代の負担上昇を抑えるための国の制度改革で、令和6年度以降被保険者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりが負担する分の伸び率が同じになるよう、後期高齢者負担率の設定方法を見直すこととされました。

今回、後期高齢者負担率は13.27%となり、前回と比べて0.60%増えたことで、保険料が増えました。

○ 1人当たりの医療給付費の増加

令和8年度の診療報酬の大幅な改定や、医療の高度化等により、被保険者1人当たりの医療給付費が大きく増える見込みであるため、保険料が増えました。

医療給付費と被保険者数と後期高齢者負担率の推移について



○ 被保険者数、医療給付費、1人当たりの医療給付費は、各期(2か年度)の平均値です。

※ 子ども分のみ、令和8年度分の数値です。

無料

健康診査が受けられます

受診期間：受診券到着後から当該年度の3月31日(年度中1回)まで

健康診査では、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックもできますので、現在、生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。

なお、同一年度内に人間ドックを受診された方は、健康診査を受ける必要はありません。

※障害者支援施設・介護保険施設等に入所中の方や、病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方等は対象外です。



受診方法

実施登録医療機関へ事前予約をした上で、マイナ保険証または資格確認書と受診券(毎年4月下旬、新たに75歳になられた方は誕生月の翌月に送付します)を提示してください。

歯科健康診査が受けられます

無料

受診期間：4月1日から当該年度の3月31日(年度中1回)まで



歯科健康診査では「歯」だけではなく、加齢に伴うお口の機能低下(オーラルフレイル)を含めて検査をしていますので、義歯(入れ歯)を使用中の方も積極的に受診してください。

※障害者支援施設・介護保険施設等に入所中の方や、病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方等は対象外です。

受診方法

実施登録医療機関へ事前予約をした上で、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。(受診券はありません)

◎上記の健康診査、歯科健康診査につきましては、受診時の注意や受診できる実施登録医療機関など、詳しくは本広域連合から送付いたしますパンフレット、実施登録医療機関リストなどをご覧ください。

お問い合わせ先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNIビル8階
資格管理課 Tel 06-4790-2028(保険料に関すること等)
給付課 Tel 06-4790-2031(健康診査、歯科健診に関すること等)
FAX 06-4790-2030(各課共通)
ホームページ <https://www.kouikirengo-osaka.jp/>

- お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口